

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 西日本モバイル(株)
 (株)ジオビットモバイル
 Nojima (Cambodia) Co., Ltd.
 (株)ノジマステラスポーツクラブ
 (株)ビジネスグランドワークス
 アイ・ティー・エックス(株)
 クロスブリッジ(株)

当社の連結子会社であるITX神戸(株)及びITX和歌山(株)は、平成27年6月1日付で、同じく連結子会社であるアイ・ティー・エックス(株) (平成27年7月1日 合併により消滅) (以下「ITX(株) (合併消滅前)」という。) を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

当社の連結子会社であるITX(株) (合併消滅前) は、平成27年7月1日付で、同じく連結子会社であるITN(株) (平成27年7月1日 合併によりアイ・ティー・エックス株式会社に商号変更) (以下「ITX(株)」という。) を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

当社の非連結子会社であるITX Communications America, Inc. は、会社を清算いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・関連会社の名称 (株)アベルネット
 (株)ニジコム
 チャンアインデジタルワールド(株)

チャンアインデジタルワールド(株)は、株式追加取得に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

② 持分法を適用した関連会社の決算期の状況

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、同社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
(株)ビジネスグランドワークス	10月31日
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	12月31日
(株)ノジマステラスポーツクラブ	1月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社である㈱ビジネスグラウンドワークスは定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法

国内連結子会社である㈱ジオビットモバイル及びITX㈱とその子会社1社は定額法

在外連結子会社であるNojima(Cambodia)Co., Ltd.は所在地国の会計基準の基準に基づき、主として定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

契約関連無形資産 15年または16年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく要支給額を計上しております。

ニ. 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため、金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており、特例処理を採用しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5年～16年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「前受収益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	4,803百万円
関係会社短期貸付金(注)	180百万円
建物及び構築物	368百万円
土地	1,051百万円
投資有価証券	24百万円
関係会社株式(注)	20,000百万円
敷金及び保証金	481百万円
計	26,909百万円

(注) 上記の関係会社短期貸付金及び関係会社株式に関しましては連結財務諸表上、相殺消去しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	3,630百万円
長期借入金	58,344百万円
計	61,974百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

16,831百万円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	31,000百万円
借入実行残高	1,100百万円
差引借入未実行残高	29,900百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

場所 店舗(神奈川県、東京都、静岡県他)

用途 店舗設備等

種類 建物及び構築物、器具備品等

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失888百万円として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物663百万円、器具備品214百万円、その他11百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュフローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しており、また、正味売却価額により測定する場合は、固定資産税評価額等を基礎として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	48,364	282	-	48,646
合計	48,364	282	-	48,646
自己株式				
普通株式	692	1	578	115
E S O P 信託口が 保有する普通株式	420	-	179	241
合計	1,112	1	757	356

- (注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度期首の株式数は、当該株式分割が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 発行済株式に係る普通株式の増加株式数は、ストックオプションの行使に伴う新株発行によるものであります。
3. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
4. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使によるものであります。また、E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 429百万円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年5月29日

ロ. 平成27年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 482百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月7日

(注) 平成27年5月7日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。また、平成27年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 582百万円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月3日

(注) 平成28年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P 信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的とな

る株式の種類及び数	
第9回新株予約権	
普通株式	310千株
第10回新株予約権	
普通株式	456千株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、新たな地域や事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資計画及び店舗展開のための設備投資計画に基づく資金計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。デリバティブ取引は、金利変動のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主にITX(株)（合併消滅前）の株式取得を目的としたものと、店舗展開のための設備投資を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループ各社の与信管理規定等に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,830	12,830	—
(2) 受取手形及び売掛金	50,752	50,752	—
(3) 未収入金	4,928	4,928	—
(4) 投資有価証券（*）	1,103	1,468	364
(5) 敷金及び保証金	10,185	10,074	△110
資産計	79,799	80,053	254
(1) 支払手形及び買掛金	50,237	50,237	—
(2) 短期借入金	1,560	1,560	—
(3) 未払金	6,178	6,178	—
(4) 未払法人税等	4,225	4,225	—
(5) 未払消費税等	1,731	1,731	—
(6) 長期借入金（1年内返済 予定のものを含む）	82,723	82,751	27
負債計	146,656	146,683	27

（*）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	635

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,830	—	—	—
受取手形及び売掛金	50,752	—	—	—
未収入金	4,928	—	—	—
合計	68,510	—	—	—

4. 長期借入金、その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,560	—	—	—
長期借入金	9,696	72,767	260	—
合計	11,256	72,767	260	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は232百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

なお、賃貸用の不動産の一部につきましては、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は326百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,249	92	2,341	2,364
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	5,676	△146	5,529	6,430

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 965円97銭
(2) 1株当たり当期純利益 276円59銭

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、そのため、当連結会計年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度241千株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度336千株）。

10. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、中長期的な企業価値を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」（以下「本制度」という。）を平成27年3月に導入しております。本制度では、「ネックス社員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する従業員持株E S O P信託口が、平成27年3月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度287百万円、241千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 334百万円

(財務制限条項)

(1) 当社が、運転資金を調達するために締結したタームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、次の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、以下のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 契約締結の直前決算期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

ロ. 直前年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

② 各年度の決算期における連結・単体の損益計算書において経常損失を計上しないこと。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額	17,000百万円
借入残高	1年内返済予定の長期借入金 766百万円
	長期借入金 168百万円

(2) 当社が、I T X(株)（合併消滅前）の株式取得資金を調達するために締結した平成26年12月24日付金銭消費貸借契約の借換資金として締結した平成28年3月28日付金銭消費貸借契約には、次の財務制限条項が付されております。

① 平成28年3月期以降、各年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、以下のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 平成27年3月期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

ロ. 直前年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

- ② 平成28年3月期以降、各年度の決算期における連結・単体の損益計算書において経常損失を計上しないこと。
 なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額	10,000百万円
借入残高	1年内返済予定の長期借入金
	2,000百万円
	長期借入金
	8,000百万円

- (3) 当社の連結子会社であるITX(株)が、ITX(株)（合併消滅前）の株式取得資金及びITX(株)の運転資金を調達するために締結した平成26年12月24日付金銭消費貸借契約には、次の財務制限条項が付されております。

- ① 平成28年3月期以降の各決算期・平成27年9月期以降の各中間期（いずれも直近12ヶ月）において、借入人の連結ベースでのグロス・レバレッジ・レシオ（注1）が2回連続して取引金融機関指定の数値を超えないこと。

（注1）グロス・レバレッジ・レシオ＝有利子負債／EBITDA（注2）

（注2）EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却費＋長期前払費用償却費＋買収関連費用

- ② 平成28年3月期以降の各決算期・平成28年9月期以降の各中間期（いずれも直近12ヶ月）において、デット・サービス・カバレッジ・レシオ（注3）が2回連続して1.00を下回らないこと。

（注3）デット・サービス・カバレッジ・レシオ＝フリー・キャッシュフロー／（元本約定弁済額＋支払利息＋コミットメントフィー）

- ③ 平成27年3月期以降、各年度の決算期（直近12ヶ月）における連結損益計算書において、2回連続して営業損失を計上しないこと。

- ④ 平成28年3月期以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直前年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%以上であること。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額	73,000百万円
借入残高	1年内返済予定の長期借入金
	3,500百万円
	長期借入金
	57,564百万円

11. 重要な後発事象

（ストック・オプション）

ストック・オプション（新株予約権）の付与

当社は、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成28年6月23日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

- (1) ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

- (2) 新株予約権発行の要領

- ① 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,600千株を上限とする。

ただし、下記③に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、16,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

④ 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、次の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

ロ. 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ハ. 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ニ. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び消却条件
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ロ. 当社は、新株予約権者が上記⑦に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- ⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ⑩ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額からイ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑪ 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「②新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記⑤ハ.に従って定める調整後行使価額に、上記ハ.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ. 新株予約権を行使することができる期間
上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「⑩新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - チ. 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「⑧新株予約権の取得の事由及び消却条件」に準じて決定する。
- ⑫ 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

(注) 上記の内容については、平成28年6月23日開催予定の当社第54回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されること、及び当社第54回定時株主総会後に開催される報酬委員会において「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する件」が承認可決されることを条件と致します。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - ・時価のないもの
- ③ たな卸資産
 - ・商品

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品 (中古品) については売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～47年
構築物	10年～15年
機械装置	17年
車両運搬具	2年～6年
器具備品	2年～15年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- ③ 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (6年) による定額法により費用処理しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため、金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており、特例処理を採用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ② のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	266百万円
土地	862百万円
敷金及び保証金	481百万円
関係会社株式	20,000百万円
計	21,610百万円

(注) 関係会社株式は、子会社の長期借入金の担保に供しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	130百万円
長期借入金	780百万円
計	910百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

16,057百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	420百万円
② 長期金銭債権	34百万円
③ 短期金銭債務	238百万円
④ 長期金銭債務	8百万円

(4) コミットメントライン等

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	23,000百万円
借入実行残高	1,100百万円
差引借入未実行残高	21,900百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 売上高	135百万円
② 仕入高	16百万円
③ 販売費及び一般管理費	95百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高 1百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	692	1	578	115
E S O P 信託口が保有する普通株式	420	-	179	241
合計	1,112	1	757	356

- (注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度期首の株式数は、当該株式分割が当事業年度期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使によるものであります。また、E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	（百万円）
未払事業税	247
商品評価損	185
未払事業所税	39
ポイント引当金	933
仕入割戻繰延	61
その他	0
繰延税金資産（流動）小計	1,467
評価性引当額	△136
繰延税金資産（流動）合計	1,330
繰延税金資産（流動）純額	1,330
繰延税金資産（固定）	
役員退職引当金否認	46
退職給付費用否認	906
投資有価証券評価損	44
関係会社株式評価損	69
販売商品保証引当金	1,055
前受収益	1,180
減損損失	1,220
その他	383
繰延税金資産（固定）小計	4,907
評価性引当額	△2,061
繰延税金資産（固定）合計	2,845
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	84
土地圧縮積立金	64
固定資産圧縮積立金	26
特別償却準備金	170
その他	13
繰延税金負債（固定）合計	359
繰延税金資産（固定）純額	2,486

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
評価性引当額	△0.1%
住民税均等割額	1.3%
交際費等永久に損金不算入の項目	0.4%
受取配当金等永久に益金不算入の項目	△1.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.3%
新株予約権	0.4%
所得拡大促進税制特別控除	△2.8%
生産性向上設備特別控除	△0.2%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が296百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が316百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連当事者等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	I T X(株)	直接 100	役員の兼任 担保の提供	担保の提供 (注)	61,064	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 担保の提供は、I T X(株)が行った銀行借入に対して、担保資産を提供したものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 815円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 130円13銭

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度241千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度336千株)。

8. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社株を交付する取引)

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

(財務制限条項)

(1)当社が、運転資金を調達するために締結したタームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約には、次の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、以下のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 契約締結の直前決算期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

ロ. 直前年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

② 各年度の決算期における連結・単体の損益計算書において経常損失を計上しないこと。
なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額	17,000百万円	
借入残高	1年内返済予定の長期借入金	766百万円
	長期借入金	168百万円

(2)当社が、ITX(株)(合併消滅前)の株式取得資金を調達するために締結した平成26年12月24日付金銭消費貸借契約の借換資金として締結した平成28年3月28日付金銭消費貸借契約には、次の財務制限条項が付されております。

① 平成28年3月期以降、各年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、以下のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

イ. 平成27年3月期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

ロ. 直前年度の決算期・中間期の末日における連結・単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%

② 平成28年3月期以降、各年度の決算期における連結・単体の損益計算書において経常損失を計上しないこと。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額	10,000百万円	
借入残高	1年内返済予定の長期借入金	2,000百万円
	長期借入金	8,000百万円

9. 重要な後発事象

(ストック・オプション)

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。